

令和5年 年間保存版

北信漁協 放流・解禁案内

【注意事項とお願い】

令和5年3月19日(第3日曜日)午前8時～ 溪流全体解禁!!  
(浅川のみ千曲川漁協と同日の2月16日(木)解禁!!・中学生以下の遊漁料を無料!!)

【3月】 放流解禁 各河川、解禁前日(放流)～当日の8時までは釣り自粛日 放流場所は裏面をご覧ください。

| 釣り解禁     | 河川名                  | 魚種       | 注意事項  |
|----------|----------------------|----------|---|
| 3月19日(日) | 鳥居川・八蛇川<br>斑尾川(三水地区) | にじます・やまめ | 投網漁等解禁は4月3日(月)                                      |
| 3月19日(日) | 夜間瀬川                 | やまめ・いわな  | 投網漁等解禁は4月10日(月)<br>夜間瀬川の栄橋から上流は投網禁止<br>(角間川・横湯川を含む) |
| 3月26日(日) | 夜間瀬川<br>斑尾川(豊田地区)    | にじます     |   |

【5月※】 にじます 放流解禁

| 釣り解禁    | 河川名                      | 投網漁等解禁   | 注意事項   |
|---------|--------------------------|----------|--|
| 5月3日(水) | 鳥居川<br>夜間瀬川<br>斑尾川(豊田地区) | 5月15日(月) | 各河川、解禁前日(放流)～当日の8時までは釣り自粛日<br>夜間瀬川の投網解禁は夜間瀬橋より下流は8月16日から<br>夜間瀬橋より上流は9月1日から<br>ただし、栄橋から上流は投網禁止(角間川・横湯川を含む) |

【6月※】 やまめ・にじます・いわな 放流解禁

| 釣り解禁     | 河川名 | 投網漁等解禁  | 注意事項                   |
|----------|-----|---------|------------------------|
| 6月18日(日) | 鳥居川 | 7月3日(月) | 解禁前日(放流)～当日の8時までは釣り自粛日 |

【7月】 あゆ 放流解禁 (おとりあゆ販売1尾600円:湯本建設㈱ TEL:0269-33-3622)

|         | 夜間瀬川  | 注意事項  |
|---------|---|---|
| あゆ禁漁    | 5月12日稚魚放流～7月16日午前8時迄                            | 星川橋～夜間瀬橋までは、テンカラ・フライ釣りでの釣法禁止。溪流ルアーは可。(投網漁等禁止) |
| 釣り解禁    | 7月16日(日)～                                       | 友釣り・あゆるアー釣り・毛ばり釣り可。                           |
| 投網漁等解禁  | 夜間瀬橋より下流 8月16日(水) 午前8時<br>夜間瀬橋より上流 9月1日(金) 午前8時 | 夜間瀬川の栄橋から上流は投網禁止(角間川・横湯川を含む)                  |
| ゴロビキ漁解禁 | 9月1日(金)   |   |

【9月※】 にじます 放流解禁 ※第1週 飯綱町防災訓練・第2週 高水漁協釣大会と重複するため1週間ずつ変更

| 釣り解禁     | 河川名               | 投網漁等解禁   | 注意事項   |
|----------|-------------------|----------|--|
| 9月10日(日) | 鳥居川<br>関川・池尻川     | 9月19日(火) | 各河川、解禁前日(放流)～当日の8時までは釣り自粛日<br>夜間瀬川の栄橋から上流は投網禁止(角間川・横湯川を含む) |
| 9月17日(日) | 夜間瀬川<br>斑尾川(豊田地区) | 9月26日(火) |  |

《ご注意》

- 各日、午前8時から解禁です。
- ※印の 5・6・9月の放流河川では、日釣り券の方は、それぞれ翌日からの解禁となります。
- あゆ以外は、解禁前日の土曜日から釣り自粛日です。放流箇所では、解禁時間まで、釣りの自粛をお願いします。
- 台風等で天候悪化が予想される場合、放流・解禁を1週間ほど延期する場合があります。  
河川の状況が悪い場合などは、組合事務所・地域役員・遊漁券販売店等に、お問い合わせください。

☆長野県免許 内共第2号漁場と内共第18号漁場(池尻川)は、令和5年3月19日(日)解禁です。  
但し、千曲川漁協との共同漁場の“浅川”は2月16日解禁です!!  
また、左表にある河川は、放流日により、禁止事項や釣り自粛日がありますので、ご注意ください。

☆新潟県免許 内共第18号漁場(関川)は、令和5年3月1日(水)解禁です。(漁期は、9月30日まで。)  
新潟県関川水系漁協との協議により、北信漁協の組合員及び遊漁券所持者は、兼保橋より上流端から上流水沢川との合流点までの関川本流(護岸)及び水沢川の本流並びに長野県側の支川でしか釣りが出来ません。  
尚、この漁場の苗名滝より下流では、いわなを除く魚種について販売の自主規制及び食用抑制の指導がされています。また、笹ヶ峰ダムの工事の影響で水が濁る場合がありますので、ご注意ください。

◎漁場利用申請による、釣り大会等開催中の漁場には、主催者の許可なく立ち入らないようにしてください。

☆漁場ごとに漁業権のある魚種について、内水面漁場管理委員会より指示された量の種苗〔稚魚〕や〔卵〕を放流する増殖事業を、主に10月下旬頃、行っています。(魚種や漁場により放流日は異なります。)

鳥居川 鳥居大橋より上流全域  
夜間瀬川 夜間瀬橋より上流全域(角間川・横湯川を含む)  
その他 浅川(ダムより上流)・斑尾川・関川・水沢川・池尻川 など

◎漁業期間(禁漁)等について

※注1 いわな・やまめは、漁業権行使・遊漁規則により10月1日から翌3月第3日曜日(浅川は翌2月16日・関川は翌3月1日)午前8時まで、禁漁期間と定めていますが、  
にじますは、10月1日から翌年3月第3日曜日の前々日(令和6年3月15日(金))まで、  
\*長野市豊野町大倉 入り橋から下流の鳥居川  
\*山ノ内町 夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川  
\*山ノ内町 横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のみ解禁とします。(冬期間の釣りをお楽しみください。)

※注2 あゆ以外の全魚種全面禁漁区域(期間10月1日から翌年3月第3日曜日午前8時まで)

- 鳥居川 大倉「入り橋」から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)
- 夜間瀬川 「夜間瀬橋」から上流全域(角間川を含む)(ただし、下流域は投網禁止)
- 横湯川 「天川橋」上流の堰堤から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)
- 斑尾川 飯山線橋梁(中野市豊津)から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)

※注3 かじかは、5月16日から翌年2月末日までを漁業期間と定めています。

※注4 ヤス漁は、組合員で行使証を購入した者に限り、注3のかじか(夜間瀬川の夜間瀬橋より下流)のみ解禁。  
遊漁者や行使証を持たない組合員は、全期間・全面禁止です。

※注5 次の魚種を移植することは、長野県漁業調整規則で禁じています。捕獲した場合の再放流も禁止されています。(違反した場合は、法により処罰されます。)

ブラックバス類(オオクチバス・コクチバス・その他のオオクチバス属の魚)・ブルーギル・アメリカザリガニ・雷魚(カムルチー、タイワンドジョウその他のタイワンドジョウ属の魚)

※注6 ブラウントラウト(産業管理外来種)は、分布拡大を防ぐため再放流せず、持ち帰るようご協力をお願いします。

◎新規加入組合員、初年度賦課金無料キャンペーン実施中!!

現在、新規加入する組合員の加入年度の賦課金3,500円を無料にして、加入時の負担額6,000円で組合員になれるキャンペーン実施中です。  
また、既に組合員の方には、加入希望者を紹介して頂いた場合、一人加入につき3,500円の加入促進手数料をお支払いする制度(1年賦課金無料)があります。(但し、譲渡や相続の場合は除く等の条件があります。)  
ぜひこの機会に、組合へのご加入についてご検討ください。  
ご加入やご紹介の手続き方法は、組合事務所(営業:偶数日 TEL026-253-6696)までお問い合わせください。

